

# 会 議 録

## 令和7年度 第4回藤沢市子ども・子育て会議

開催日時	2026年（令和8年）3月19日（木）10：01～11：39
開催場所	藤沢市役所本庁舎8階 8-1会議室
出席者	委員14名（うち、職員1名） 澁谷委員長、金子委員、奈良岡委員、森委員、亀山委員、 松崎委員、成田委員、寶川委員、井本委員、杉山委員、 坂本（陽）委員、高見委員、林委員、三ツ井委員 事務局21名 子ども総務課（杉田参事、田渕主幹、佐々木課長補佐、天川課長補佐、 橋本職員、齊藤職員） こども家庭センター（越川センター長、鶴井主幹、大庭センター長補佐、 金子センター長補佐） 親子すこやか課（原田課長） 保育課（高田参事、田遠主幹、小峰課長補佐、小鈴課長補佐） 子育て給付課（寒河江課長） 青少年課（倉本課長、小澤課長補佐、西崎課長補佐、畑中主査、 中野主任）
欠席者	委員10名

---

### 内 容

- 1 開 会
- 2 議 事

- （1）特定教育・保育施設の利用定員の設定について
- （2）乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）実施事業者の認可及び利用定員の設定について

(3) 保育提供体制の確保のための実施計画について

### 3 報 告

(1) 第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の策定について

(2) 令和7年度藤沢市子ども・子育て会議部会の開催結果について

(3) 藤沢市少年の森再整備事業に係る基本計画について

(4) 令和8年度新規事業について

### 4 その他

## 1 開 会

○事務局（子ども総務課）

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから令和7年度第4回藤沢市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

私は藤沢市子ども総務課、田渕と申します。議事に入るまで私が進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それではまず、お手元の会議次第の2枚目の名簿をご覧くださいと思います。本日は、名簿番号2番、齋藤勤委員、5番、田淵恵美委員、6番、和田武彦委員、10番、三ツ橋利和委員、11番、鬼塚健自委員、12番、坂本結委員、17番、野際良介委員、18番、石川和花委員、19番、小沼陽子委員、22番、田中文枝委員から欠席のご連絡を、また、名簿番号14番、寶川雅子委員につきましては、途中退席のご連絡をいただいていることをご報告させていただくとともに、現時点で委員24名中14名のご出席をいただいていることから、藤沢市子ども・子育て会議条例第7条第2項「会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」との条件を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

なお、名簿番号20番、坂本陽香委員については、Zoomで参加をされております。

続きまして、本日使用する資料を確認させていただきます。机上に配布させていただいたものになりますが、まず、会議次第が名簿と一緒にA4でホチキス止めされているものになります。資料1-1、資料2-1、2-2、2-3、資料3、資料3別添、資料4-1、4-2、4-3、4-4、資料5-1、5-2、5-3、資料6、最後に資料7、以

上、合計16点となります。

なお、資料2-2、2-3及び資料4-1につきましては、修正がございましたので、修正後の資料を本日メールで送付させていただきました。机上の資料につきましては、修正後の資料を配布させていただいておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

不足等ございましたら、事務局にお申し出願います。過不足についてよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

次に、会議の進行についてですが、会議録の作成を事業者に依頼していることから、速記者が同席をしております。委員が発言される際には、事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通じてご発言をお願いいたします。

あわせて、Zoomでの録画もさせていただいておりますので、ご了承ください。

また、本日は、一部の委員につきまして、オンラインで参加いただいております。オンライン参加されている委員におかれましては、原則、音声をオフにして会議にご参加ください。ご発言の際に音声をオンとするようお願いいたします。

最後に、本日の会議の情報公開の取り扱いについてご案内いたします。

本日の会議でございますが、この会議は地方自治法の規定に基づく市の附属機関として位置づけられておりまして、藤沢市情報公開条例第30条の規定に基づき、会議を公開としたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（子ども総務課）

ありがとうございます。ご異議がございませんので、本日の会議は公開とさせていただきます。

本日の会議につきまして、特に現在のところ傍聴者はいらっしゃいません。

それでは、この後の進行は澁谷委員長をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 2 議 事

### （1）特定教育・保育施設の利用定員の設定について

○澁谷委員長

皆さん、こんにちは。本日、年度末で、各事業所あるいは学校とかでも多分いろいろな

イベントがある時期かと思えますし、特に子どもたちや子育て家庭では大きな進路の節目を迎えているということで、支援等なさっている方についてもいろいろな案件が重なっている時期かと思えますが、お忙しい中に時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

本日もやはり行政課題としてさまざまなものがあって、事務局でいろいろ議題を用意していただいておりますので、早速お手元の会議次第に沿って議事進行させていただきます。

なお、委員及び事務局におかれましては、ご発言の際はご所属とお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

まず、次第の2「議事」(1)「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」、早速、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（子ども総務課）

子ども総務課、佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

「特定教育保育施設の利用定員の設定について」、ご説明をいたします。資料1をご覧ください。

子ども・子育て支援新制度におきまして、子ども・子育て支援法に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を定め、確認を行うことになっております。認可定員というのは、各法令に基づきまして、教育・保育施設の設置に当たり、認可の手続を経た定員となっております。面積の基準や人員の基準を満たした施設の設置に当たっての定員となっております。一方、利用定員については、認可を受けた事業者や施設が、市から確認を受けて国が定める公定価格に基づく給付費を受けることとなりますけれども、利用定員はその給付費の算定の基礎となる定員のこととなります。

利用定員については、認可定員と同数とすることを基本としておりますけれども、新たに開所をする認可保育所におきましては、開所後1年から2年の間は年齢4～5歳の定員について充足されない実態が多くなりますので、入所児童数と公定価格の給付における定員に乖離が生ずることとなります。このため利用定員設定の運用基準を策定いたしまして、保育の質の向上や施設の安定経営及び公定価格給付の適正な執行を図るために、新設する認可保育所の利用定員を設定しまして、子ども・子育て会議における意見聴取を経た上で決定をしてまいりたいと考えております。

資料の中ほどの表をご覧ください。令和8年4月から開所する保育所2施設でございます。

まず、No.1、きつずワン辻堂保育園です。認可定員及び入所状況につきまして、認可定員の合計が白い欄で、右側に行きますと、合計61人に対しまして、入所児童の合計数が、下の網かけで、41人となります。こちらは20人の乖離がございますので、資料下段の囲みの下から2行目でございます「藤沢市利用定員の設定における運用基準（抜粋）」に基づきまして算出方法をお示しさせていただきます。

入所児童数と認可定員数に20人以上の乖離がある場合には、入所児童数に10を加え、下1桁を切り上げた数を設定させていただきます。そうしますと、入所児童数41人に10を加えて、下1桁を切り上げた60人を利用定員として設定してまいりたいと考えております。

続きまして、No.2の東よつば保育園プラスにつきましても、同様の計算方法をとってまいります。認可定員合計70人に対して、入所児童数の合計は48人となります。こちらは22人の乖離がございますので、入所児童数48人に10人を加えて、下1桁を切り上げ、60人を利用定員として設定してまいりたいと考えております。

以上で「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」のご説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○澁谷委員長

この件につきましては、今ご説明のございましたとおり、子ども・子育て支援法で審議会そのほかの合議制の機関において意見を聞くことと定められているものでございます。

本件につきましてご意見、ご質問ございますでしょうか。特段よろしいですか。特に運用基準等に照らして行われているというのは、今のご説明で十分確認できたかと思えます。あとは実際の運用面等で委員の皆様からご意見やご質問があればということですが、特段この場で本件についてご意見、ご質問がないということであれば、ご説明を受けて、特段課題となるようなことはないということでもとめたいと思えますが、よろしゅうございますか。——ありがとうございます。では、ご異議がないようですので、本件につきましては、そのように取りまとめさせていただきます。

## **(2) 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）実施事業者の認可及び利用定員の設定について**

○澁谷委員長

では、次の議事に移らせていただきます。次第の2「議事」(2)「乳児等通園支援制度

（こども誰でも通園制度）実施事業者の認可及び利用定員の設定について」です。こちらについて事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（子ども総務課）

引き続きよろしく願いいたします。

「乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）実施事業者の認可及び利用定員の設定について」、ご説明をいたします。資料2-1、2-2、2-3をご覧ください。説明の資料と実施予定施設一覧と施設の配置図となっております。

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、2026年（令和8年）4月から全国で開始となる事業でございます。0歳6カ月から満3歳未満の保育所などに通っていないお子さんを対象に、月に決められた時間の範囲内で施設に通うことができるというもので、家庭では得られない体験をしていただいたり、お子さんの成長や育ちを応援することが主な目的の事業となっております。

本市も事業の実施に当たりまして、昨年10月に実施事業者の選考委員会を行いました。市内で事業を実施する事業者を9事業者選定いたしました。これに公立の保育園1施設を加えて、全部で10施設で実施をまいります。

本日は各事業者の認可と利用定員を設定するため、児童福祉法34条の15第4項及び子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により、子ども・子育て会議にお諮りしてご意見をお聞きするものでございます。

資料2-2「実施予定施設一覧」をご覧くださいと思います。表は左から事業者名、実施施設名、年齢ごとの定員の内訳と合計、実施日時、給食提供の有無、1時間当たりの利用料、それ以外の費用、あとは実施方法と利用方法となっております。

事業者については、社会福祉法人から株式会社、認可外保育施設など、施設種類としては、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育施設など、多様な施設が参加をされました。

実施内容は、各事業者が実施可能な範囲でご提案をされた内容になりまして、定員については各施設で年齢ごとに1人から6人程度を設定されております。曜日や実施時間につきましても月曜から金曜までですとか、また週に決められた曜日を3～4回程度、おおむね9時前後から午後早めの時間帯と、午後5時前後までのパターンが多くなっております。給食についても大部分の施設が提供をされるということです。利用料金についても、施設ごとの金額設定も可能ではございましたが、300円で全施設が同じ金額となっております。

す。

実施方法と利用方法については、欄外に説明を記載しております。受け入れの仕方ですが、同じ部屋で過ごすとか、専用の部屋でお過ごしいただくとか、定期的に利用されるのか、随時に利用できるようになっております。施設ごとに受け入れ体制をご提案いただいた結果となりますけれども、実施の内容については比較的偏りのない形となりました。利用者の方もさまざまな選択がいただけるようになったのかなと考えております。

続きまして、資料2-3をご覧くださいと思います。市内の実施施設の配置図となります。南部から中部、北部、それぞれに施設が点在しまして、駅の近くにもございますし、駅からやや離れた場所にも分布をしております。結果として利用者の方がさまざまな施設を選択できるような配置になったと考えております。

認可につきましては、各事業者より認可申請を受けまして、実施計画書等のご提出をいただき、年齢に応じた必要面積などを満たしているか、人員配置は適正かどうか、必要な収支予算案を立てているかどうかなど、提出書類により確認をまいりました。また、書類で確認しづらい部分については現地確認も行っております。

簡単ではございますが、以上で「乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）実施事業者の認可及び利用定員の設定について」のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

#### ○澁谷委員長

本件につきましても、本規法としては児童福祉法で、審議会そのほかの合議制の機関において意見を聞くことと定められているものでございます。本件につきまして何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

#### ○金子委員

青少年指導員協議会の金子と申します。

今回10施設が実施を予定されているということですが、申し出というのか、やりたいという施設がもっとたくさんあったのでしょうか。「9事業者を選定」となっているので、これ以上の数のものが来ていたかどうかを教えていただけたらと思います。

#### ○事務局（子ども総務課）

お答えします。

選定は9事業者になりますけれども、実際ご参加のご意思を示された事業者については、プラス2施設ございました。選定に至らなかったのは、提案内容についてもう少し足りな

いところがあるとか、提出書類が足りないというところがございましたので、結果として9施設になったものでございます。

○澁谷委員長

そのほか何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

私は藤沢在住ではないのですけれども、一般に生活されていて、このあたりの情報提供は既になされているのですか。届いていますか。

○事務局（子ども総務課）

お答えします。

周知についてはホームページにも掲載をしておりますのと、利用者さんを募集するのを市の広報で周知させていただいておりますのと、実施施設及び保育施設等に、乳児等通園支援制度が始まりますのでということで、利用のご案内とかチラシも、あと市の施設にも配布して周知をしております。

○澁谷委員長

ちなみに反応はどうですか。当然どの自治体でもモデル的にやっていて、初めてやるので、手探りの部分があるかと思うのですが、藤沢の場合、いろいろ広報したり、そのほか各種の報道でも、誰通、誰でも通園制度が始まるよということは何となく伝わっているかと思うのですが、市民の方からの反響はどうなのか、もし共有できるものがあればお話しいただけますか。

○事務局（子ども総務課）

市民の方からの反応とか、お問い合わせとか、申請の状況についてですけれども、広報による周知の前までには「藤沢で始まるんですか」というようなお問い合わせを数件いただいておりました。少ないかなと考えておりましたけれども、広報で利用申請の周知をしてからは、少しふえてきたという印象がございます。

また、利用申請の人数ですけれども、少し前の情報になりますが、3月16日時点で、75名の方から「利用したいです」という受付をいただいております。

○澁谷委員長

先ほどはとりあえず最初の9事業所あるいは10事業所からバランスよく手を挙げていただいたということですが、実際に利用したいという声が上がっている方たちから見ると、もう少しふやしてほしいとか、利便性がちょっとみたいな声は今のところは届いてないですか。

#### ○事務局（子ども総務課）

場所とか数についてももう少しというご意見は特に頂戴しておりません。今月に、利用される方が利用したい施設で面談を始めるようになっているのですが、面談の希望が多く入っている施設もあると聞いておりますので、利用したいというニーズがあるのだなというふうには感じております。

#### ○澁谷委員長

では、さらに具体的な状況は、これからまた面談しながら明らかになっていく部分もあるわけですね。わかりました。

そのほか、本当に新しい仕組みで、むしろ皆様が、こういう仕組みが始まったよということ、いろいろな市民の方とか、それぞれの事業者の利用者の方にお話しする機会などもあるかと思うので、もしこれを機会にご質問等があればぜひお出しただければと思いますが、何かございますか。本当に基本的なところでも全然構わないと思います。

割とモデル事業として手を挙げたところはやってよかったという声もあるようですが、前回の会議でも出たとおり、定員設定とか、実際の保育の体制とか、子どもたちへの影響というのは、まだ手探りの部分もあるのかなと少し心配はしていたところです。こういう話題が出るたびに寶川委員に振ってしまって申しわけないのですが、現時点で、今のご説明に関連して、あるいは関連しなくてもいいのですが、何かコメントがあれば、いただければと思います。よろしくお願いします。

#### ○寶川委員

ほかの自治体等は、なかなか希望施設がなくて現在も募っている、どうしようかという悩みがあったりする自治体もあるのかなと思う中で、藤沢市はこれだけ多くの施設が手を挙げてくださったのは、よかったのかなと思っております。また利用希望者も76人と、80人近いということで、こども誰でも通園制度が市民の皆様にもこれから徐々に周知されていくのかなというところは期待が持てます。

一方で、子育てをする方にとっては、こういう制度があるとすごくありがたい。いろいろな制度があるというのは、やはり孤立しないためにはありがたい。

一方で、受け入れる側の施設の受け入れ体制です。特に保育士不足という中で、これは定期的に来るというわけではないので、スポットでポンと入ってくる。特に在園児合同型のところは、日ごろの保育にポッと入ってくるだけで、保育士の負担等がどのように変わってくるのか。今後行っていく中で、受け入れる側と利用する側のバランスが徐々にうま

くとれていけるといいのかなというところは感じております。委員長、よろしいでしょうか。

○澁谷委員長

ありがとうございます。広く学識の立場でいろいろご事情をご存じの上で少しコメントをいただきました。

そのほかいかがでしょうか。まだまだこれからという部分もあるかと思うのですが、本市の説明資料でこの点の情報がもう少しあるとありがたいなというところがあれば、お出しただければと思います。——よろしいですか。

では、今ご指摘のあったとおり、保育の体制で、子どもたちが要は毎日来るわけではなく、入ってきたときにどんな保育をするか。それから、子どもたちにとって安全・安心な場になるかというのがやはり最大の関心事かと思っておりますので、そのあたりのところは継続的に把握をいただければと思います。

また、皆様でいろいろなご意見等をお出しいただきながら、こんなふうにしたらいいのではないかと、実際こういうような声を聞いているんだけどというところは、やはり皆様でお出しただかないと、行政まではなかなか届かないことがございますので、引き続き特に小学校就学前の0・1・2歳の子どもたちに関しては、こんな仕組みがあるんだなというところをまずは把握をいただければと思います。オンラインの方も含めてご質問等は特にはないですか。——よろしいですか。

ではこの時点で特にご質問、ご意見等がないようでしたら、必要なお意見はいただいたということで、次の議事に進めたいと思います。

### **(3) 保育提供体制の確保のための実施計画について**

○澁谷委員長

では、次第2(3)「保育提供体制の確保のための実施計画について」が次の議事となりますので、資料をご用意いただきつつ、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(子ども総務課)

引き続きよろしく申し上げます。

続きまして、「保育提供体制の確保のための実施計画について」のご説明をさせていただきます。資料3をご覧くださいと思います。

国は「保育提供体制の確保のための財政支援に関する実施方針」に基づきまして、市区

町村の待機児童対策とか地域課題等に係る補助事業の補助率をかき上げするなどの財政支援を行うこととしております。支援が必要であるという市区町村に対して、「保育提供体制の確保のための実施計画」の提出を求めています。

これに対して市区町村は、財政支援を受けるために、この実施計画を作成いたしまして、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定を行った上で、都道府県に提出をすることとなっております。

承認については、会議日程等の理由により、事後となる場合もございまして、大変申しわけないのですが、本市における本案件については、既に神奈川県に実施計画を提出させていただいておりますので、本日の会議においては、事後承認をいただきたいと思いますと考えております。

内容につきましては、資料3の別添になります。ページ数を振ってないのですが、1ページ目は市区町村全域の実施計画となっております。「就学前児童数」「申込者数（保育ニーズ）」「申込率」「利用定員数（整備量）」「待機児童数」となっております。

次ページ以降は保育提供区域ごとの実施計画です。藤沢市では、市内を北部地区、中部地区、東南地区、西南地区の4つに分割して地区ごとの保育提供体制の確保のための実施計画の数値となっております。右上に地区名を記載しております。令和11年度までの各年度の「就学前児童数」「申込者数（保育ニーズ）」を人口動態とか就業状況等により年齢区分ごとに適切に見込みまして、見込んだ「申込者数（保育ニーズ）」に対応する「利用定員数（整備量）」が確保できる5カ年の全体計画を策定しています。

続きまして、次のページに移っていただきますと、「保育需要と提供体制における課題」となっております。財政支援を希望する事業について、本市の取り組み内容や支援を希望する理由、課題などについて記載して提出しております。本市が財政支援を受けたい項目については、②「財政支援」の表で、左側の選択欄に丸印がついている案件になります。

次ページ以降、それについての課題や理由、取り組み内容について記載しております。

簡単ではございますが、以上で「保育提供体制確保のための実施計画について」のご説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○澁谷委員長

本件も、まずは資料の読み込みが理解するのが大変なところがあるかと思いますが、資料をざっとご覧いただいて、今のご説明を受けて、事後承認という形にはなるのですが、いろいろ不明な点等があれば、ご質問をいただきつつ、これがどんな計画なのかとか、ま

たそれを通して、藤沢市が今どんな実情なのかというところを共有する機会とさせていただければと思います。いかがでしょうか。何か気になる点とか、あるいはこの点についてもう少し補足説明をというところがあれば、お出しいただければと思います。

○森委員

みらい創造財団の森です。

特段資料どうこうではないのですが、エリア別の保育提供区域名のところが、北部、中部、東南、西南となっています。この辺、藤沢市の行政区域で表示して補足をいただけると、資料としてわかりやすいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（子ども総務課）

お答えします。保育提供区域についてご説明が足りませんで、申しわけありません。

北部については、御所見、遠藤、長後、湘南台の地区になります。続いて、中部地区については、湘南大庭、六会、善行地区となります。続いて、西南地区については、明治、辻堂、鵜沼の一部となっております。最後に、東南地区については、藤沢、村岡、鵜沼の一部と片瀬の地区となっております。

○事務局（子ども総務課）

補足になりますが、これはあくまでも国等に提出する書式に沿った形での表記としております。この委員会で資料提供する際には、補足ということで、その辺の行政地区の表記なども併記した形で資料提供させていただければと思いますので、今後の改善とさせていただきたいと思います。

○寶川委員

鎌倉女子大学の寶川です。

資料3別添の後ろから3枚目の裏面の下段に「(2) - 3で選択した項目に対して、貴市区町村において取り組んでいる内容について具体的に記載してください」という記載があります。その一番下の行に「保育士試験の対策講座を実施している」と書かれているのですが、これは独自で対策講座を行っているということなのか、わかる方がいらっしゃったら教えていただけたらうれしいです。

○事務局（保育課）

保育課の田遠と申します。

これは藤沢市が独自で行っておりまして、主にオンライン講座という形で募集をかけております。そこで試験内容についての講義を受けられる。それから問題を解いていって、

進捗管理などもしていく。オンラインで完結するような形で、独自で試験の対策を行っているものになります。基本的には市内の保育施設に保育補助員として従事している方ですか、市内の保育施設に今後就職を希望されている方を対象に実施しております。

○寶川委員

どうもありがとうございました。続けて質問してよろしいでしょうか。

今のお話の中で、オンラインでの講座を実施とありましたが、もしわかれば構わないのですが、需要というか、ご希望する方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。いい取り組みかなと思っていて、広めていけるといいなと思っているのですが、現在どれくらい需要があるのかわかれば教えていただきたいです。

○事務局（保育課）

正確な数字を今は持っていないのですが、100人近くの募集をかけて、8割、9割ぐらいの応募があります。県の地域限定保育士も含めた形になっていまして、前期と後期の2回に分けていて、前期の回は定員オーバーです。前期50名、後期50名で2回やっているのですが、前期はその後の試験が多いので50名を超えております。後期は人数がちょっと少なくなってしまうのですが、トータルで80人、90人ぐらいの応募があるような状態です。

○寶川委員

これはもっと広めていって周知していけると、今後保育士不足の解消につながるのかなとは思っております。どうもありがとうございました。

○澁谷委員長

需要があるものようですので、引き続き拡大して、人材確保がやはり大きな課題ですので、ご検討いただければと思います。

そのほか、何かご質問等ございますでしょうか。——よろしゅうございますか。

この表にありますとおり、量的なところは若干ミスマッチといたしますか、ご希望に沿えない部分が出てきているようですけれども、一時預かりとか、施設の整備以外の方法で、いろいろ子育て家庭の方たちが子育てとその他のさまざまな生活課題の両立をしていくことが必要ですので、引き続き保育需要がその質的な面も含めてどのようになっているかというところは捕捉をしながら、必要な体制を組んでいただければと思います。

特に委員の皆様からご質問等ないようでしたら、本件についてはかなり報告に近い案件ではございますが、このようなことになっているということでご承知おきいただきまして、

先に進めたいと思います。ご審議ありがとうございました。

### 3 報 告

#### (1) 第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の策定について

○澁谷委員長

次に、次第の3「報告」に入ります。

まず、(1)「第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の策定について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（青少年課）

青少年課の小澤と申します。よろしくをお願いいたします。

私から「第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の策定について」ということで、資料4-1、4-2、4-3、4-4でございます。メインは資料4-1を使って説明させていただきますと思います。

まず、1「趣旨」でございます。第3回子ども・子育て会議でご審議いただきまして、2月の市議会定例会の子ども文教常任委員会において報告いたしました計画案の最終確認等を行い、内容を確定させました本計画について報告するものでございます。

2の本計画の「本体」でございますが、お手元に資料4-2としてお配りをさせていただいておりますので、そちらを見ていただければと思っております。

(1)「前回からの追加・変更点について」は、表紙と裏表紙及び本文のデザインの追加などの調整を行っております。内容につきましては第3回で報告させていただいたものから大きく変更等はございませんので、また改めてご覧いただければと思っております。

次に、3の「概要版」の案といたしまして、資料4-3としてお手元にお配りをさせていただいておりますので、そちらをご覧ください。

(1)「作成の趣旨」といたしまして、概要版を作成するに当たり、計画本体の内容を網羅するとともに、理解していただきたい対象を踏まえまして、要所を簡潔に把握できるように、12ページの冊子にまとめております。

(2)の作成に当たりましては、本体と構成を統一しつつ、「藤沢で居場所づくりに関わるすべての人と共有したい『居場所づくりの視点』」と「計画の体系図」に重点を置いて作成しております。また、本計画ですとか、本市の子どもの居場所について、より深く知っていただきたいということもございますので、1ページに市のホームページに誘導す

るQRコードとURLを掲載しております。これによって、誘導先のページからさらに幅広い情報を閲覧できるようにしていきたい。広がりをつくっていきたいと考えております。

続きまして、4の「子ども版」でございます。資料4-4としてお配りをさせていただいております。

(1)「作成の趣旨」といたしましては、小学生にもわかりやすい表現を心がけることと、小学生を中心とした子どもに対して周知するという形で作成しております。

(2)の作成に当たりましては、子どもが手に取りやすい。あとは気軽に読めることを重視したため、概要版よりも掲載内容を削減いたしまして、4ページで作成しております。

計画本体が基本的には居場所をつくる側の内容となっておりますので、子ども版の掲載内容というのは、子どもが自分事として捉えることができる。また、市が子どもに伝えたい内容ということで掲載しているのですけれども、具体的には子どもが「居たい、行きたい、やってみたい」、そういった居場所としていくために、表面と裏面に子どもたちに「みんなにお願いしたいこと」というような投げかけで掲載をしております。

5「今後の予定」ですが、3月下旬に計画の冊子が納品されますので、委員の皆様には3月末から4月にかけて送付をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○澁谷委員長

今のご説明にありましたとおり、本件は内容的には変更がないということで、このような形で計画ができましたという報告になりますが、過去にいろいろいただいたご意見が反映されていなかったり、そのほか、この成果物を受けまして、皆様から何かご意見とかご質問がありましたら、よろしく願いいたします。

#### ○森委員

みらい創造財団の森です。

子どもの居場所づくりの推進計画の取りまとめをありがとうございました。私どもみらい創造財団でも、青少年会館とか児童館、子どもの家、児童クラブの運営等も携わっておりますので、子どもたちの居場所づくりにつきましては、市とともに、一緒になって協力していきたいと思っております。よろしく願いしたいと思います。

来年度からスタートするこちらの推進計画ですが、さまざまな取り組みを進めていくと書かれていらっしゃるのですけれども、部会も設置されていますので、具体的な話はそちらでも今後話し合いが行われていくかと思っております。この4年間の中でこういった取り組み

をいつごろ始めていくかとか、市側でこれを積極的に進めていきたいというようなお考えがあるならば、教えていただきたいと思います。

○事務局（青少年課）

今年度策定ということで、今年の4月からこの計画がスタートするところがございますけれども、4月1日に全て同時にスタートというわけにはなかなかいかないところもありますので、先に進めていくものを、また改めて検討した中で進めていくこととなります。

今回、この居場所計画では、子どもの声をしっかり聞いていくことと、あとは運営事業者さんの連携というところが大きなポイントになっておりますので、そのあたりは早々に着手して動いていきたいと考えております。

○澁谷委員長

そのほかいかがでしょうか。坂本陽香委員に振っていいですか。居場所部会にはご所属ではなくて、またこの本体会議も坂本委員のご都合等あって、なかなか開催することができなかったのですが、多分ご自身でも居場所関連のいろいろな活動にご関心を持って動かれているところがあるかと思えます。藤沢市としては、とりあえずこういう計画をつくりましたというところまで来たのですが、質問とか意見ではなくて、期待とかでも構いませんので、一委員として何かコメントがあればいただければと思います。坂本委員よろしく申し上げます。

○坂本（陽）委員

私自身も、子どもにとって、子ども自身が居場所に気づいてもらえる機会が今計画されていることにあるのかなと思っているので、それが進んで子どもたちの手元に届くことで、子どもたちにとってもより安心できる場がつくられるのではないかと思って、楽しみにしております。

○澁谷委員長

やはり気づく、届く。まず子どもたち本人のところに届かないといけないというところがありますので、安全で安心な場所をつくっていく。それからワクワクしたり、楽しかったり、いろいろな特徴を持った場所がこれによってふえていくと同時に、こういう場所があるんだなというのが子どもたちに届いていくことで、いい循環ができていくかと思えますので、今の坂本委員のご指摘も受けて取り組みをしていただければと思います。コメントありがとうございます。

○金子委員

青少年指導員協議会の金子です。

子ども版を今は白黒で見せていただいているのですが、ルビが振ってあるし、大きな字ですごく読みやすいと思うのですが、中面にもうちょっと絵があればなど。以前いただいた共育計画のやさしい版は「ふじキュン」とか入っていて親しみを覚えるのですが、子どもが楽しくなるというか、関心を示せるような絵があればいいかなとちょっと思った次第です。

○澁谷委員長

先ほどの指摘にもありましたけれども、こういうのができたよというのが届いていけないと思うのですが、事務局から何か補足説明はございますか。

○事務局（青少年課）

デザインの話になってきてしまうのですが、今回の体裁に対して「ふじキュン」を入れる入れないはもちろん我々も議論していました。このトーンに合うか合わないかというところもある中で、今回は控えているところがあります。おっしゃるとおり、中面とちょっとあいているところもあったりするので、どういった形になるかというのはまた検討が必要なのですが、子どもが見てワーツと思うというか、ワクワクというところであれなんですけれども、ちょっと興味が魅かれるようなことは検討していきたいと思います。

○澁谷委員長

引き続きよろしく願いいたします。

そのほか何かございますか。——特段ないようでしたら、こうした計画ができましたので、あとはこれに魂を入れる。子どもたちの意見を聞くよと言いながら、実際聞かれないまま運営されてしまうとか、安心・安全だからねと言いつつ、何か嫌なことがすごく起きて、しかもフォローアップがされないみたいなことがあったら、肝心の子どもたちから、やっぱり居場所ではないと評価されてしまうことがあります。数字的なものはだんだん進んでいくと思うのですが、この計画がどのような形で進んでいくのかというところは、こうした会議体でも意見を拾いながら、しっかり見ていきたいと思います。ぜひ委員の皆様のご協力もよろしく願いいたします。

特段ご質問がないようでしたら、報告事項ということですので、一度区切りをつけまして、次の案件の報告をいただきたいと思います。

## (2) 令和7年度藤沢市子ども・子育て会議部会の開催結果について

○澁谷委員長

次に、次第の3「報告」(2)「令和7年度藤沢市子ども・子育て会議部会の開催結果について」、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(子ども総務課)

「令和7年度藤沢市子ども・子育て会議部会の開催結果について」、ご説明いたします。子ども総務課の齊藤と申します。よろしくお願いいたします。資料5-1をお手元にご用意ください。

最初に、「開催実績」をご覧ください。今年度の各部会の開催実績でございますが、表にお示ししたとおり、青少年・居場所づくり部会が9月16日と11月21日の2回、幼児期までの子ども・子育て支援部会が今年1月30日の1回、意見聴取・権利部会が2月4日の1回開催されました。各会の議題につきましては後ほどご覧ください。

次に、資料の下半分の「各部会の議事要旨」をご覧ください。なお、青少年・居場所づくり部会につきましては、第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画等の審議内容を、令和7年度第2回及び第3回の藤沢市子ども・子育て会議の全体会にてご報告済みですので、こちらでのご説明は省略させていただきます。

まず、(1)「幼児期までの子ども・子育て支援部会」についてご説明いたします。

議事といたしましては、「災害時の未就学児童等の対応について」、事務局から「藤沢市の現況について」ご報告をさせていただいた後、部会委員の皆様から各施設等の現状などについて情報共有をいただきました。本市の現況については、令和7年度第1回「幼児期までの子ども・子育て支援部会」にて使用した資料の一部を資料5-2としてお示ししておりますので、後ほど参考にご覧いただければと思います。

委員の皆様からは、施設の職員間でLINEを使った安否確認の訓練を実施しているとか、災害時だけではなく、敷地内に不審者が入ってきた際に備え、子どもたちを含めて訓練を実施しているなど、災害時等に備えた訓練実施のご報告であったり、母子専用の福祉避難所の設置が増加しているといった情報提供をいただいております。

そのほか多くの意見交換をいただきましたが、その中から見えてきた課題といたしまして、災害時にどのように行政と連携していけばよいか。特に藤沢市は施設数が多いため、災害時に行政が対応可能な状況にあるのかどうか。また、津波の発生時、今年度も津波の警報がございましたが、沿岸部と内陸部の対応の差について、藤沢市で言えば、片瀬地区とか鶴沼地区、それと反対の北部の長後地区とか御所見地区の対応の差についてござい

ます。

また、職員の方が読みやすいマニュアルの作成と内容のブラッシュアップ、保育園で避難所を開設した際の一般開放の可否について、保護者への引き渡し、特に具体的には、交通網の遮断等によって遠隔地で勤務している保護者が施設に引き取りに来られない場合の対応等でございます。あと、児童相談所がもし機能不全に陥った際の要保護児童の対応について等の課題が上げられました。これらの課題を踏まえ、引き続き災害時の未就学児童等の対応について検討を進めてまいります。

次に、裏面に移っておりますが、(2)「意見聴取・権利部会」についてご説明をいたします。

ア「令和7年度藤沢市子ども・若者の意見聴取・意見反映の取組について」の議事では、今年度の「本市の取組」についてご報告をさせていただいた後、委員の皆様からご意見をいただきました。

今年度の「本市の取組」といたしましては、a「ふじさわ子ども・若者委員会」の設置、b「かわせみボイス」による意見聴取、c「子ども・若者団体とのネットワークづくり」を記載させていただいております。

まず、a「ふじさわ子ども・若者委員会」についてでございますが、ふじさわ子ども・若者委員会は、藤沢市の地域の課題について学び、みずから考えて解決策を話し合うことを目的とした藤沢市在住・在勤・在学の子ども・若者による委員会でございます。今年度は高校生・大学生で構成され、居場所づくり、ライフデザイン、あと市の政策全般についての3つのチームに分かれ、市への政策の提言をいただきました。

また、令和7年度第2回の藤沢市子ども・子育て会議にてご報告をさせていただいておりますが、11月3日開催の「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムにおいて、子ども・若者委員会の委員から提案内容を発表していただきました。子ども・若者委員会の委員の提案に対する本市の対応につきましては、資料5-3としてお示しをしておりますので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。

次に、b「かわせみボイス」による意見聴取について。かわせみボイスはオンラインの意見反映プラットフォームでして、いつでも、どこでも、誰でも意見を発信することができるシステムとなっております。今年度は庁内各課等による意見聴取、具体的には計画の改定に伴う意見聴取等に活用いたしました。

最後に、c「子ども・若者団体とのネットワークづくり」についてでございますが、来

年度以降、より広く子ども・若者の声を聞いていくため、市内で子ども・若者が主体となって活動している団体等との関係構築を行ってまいります。現在、子ども・若者団体の情報を把握するために、全庁的に照会をかけさせていただいておりまして、年度内に情報の取りまとめを完了する予定でございます。

以上、令和7年度 of 取組に対する部会委員からのご意見といたしましては、小学生が市役所等を訪れる機会を捉えて情報発信をしてはどうか。また、大学のゼミ等と連携することで若者とのつながりをつくることのできるのではないかなどのご意見をいただきました。来年度以降、小学生など比較的年齢層が低い子どもの意見聴取とか、若者との連携の推進に向けて参考にさせていただきます。

令和7年度 of 取組の「今後の課題」といたしましては、小中学生への周知や参加の動機づけ、小中学校、高校、大学等との連携、「かわせみボイス」の登録者・利用者の増加、「かわせみボイス」の学校での活用が上げられますが、特に学校との連携につきましては、教育現場へ負担をかけない形での連携を検討してまいりたいと思います。

次に、裏面の下半分、イ「令和8年度藤沢市子どもたちの意見表明に関する新たな取組の検討状況について」、現在検討している取組として、「(仮称)藤沢市子どもファンド事業」についてご説明をさせていただきました。

「(仮称)藤沢市子どもファンド事業」は、子どもが発案し、子どもが主体的に企画・運営する取組を子どもが審査する事業でございます。こちらの審査を通過した事業には最大20万円の資金補助と事業実施に関する相談対応を本市が行わせていただきます。

現時点で想定しているスケジュールといたしましては、5月に募集を開始いたしまして、7月に審査会の実施、翌年1月までを事業実施期間といたしまして、3月に事業の報告会を開催する予定でございます。

こちらの検討状況に対しまして、委員の皆様からは、高校生は推薦入試等も増えているため、事業実施は11月までとするのが望ましいのではないかと。事業を提案する側ではなく、審査員側の子ども・若者を募ることが課題となるのではないかと。高校生世代が入ってくれば、その弟・妹世代にも広がっていったり、小中学生の参加を見込めるのではないかと。学校で行っている探求学習との連携ができればよいのではないかと。参加に当たって、完全に子どもたちが自発で参加するのは難しいので、教員の後押しが必要である。また、本庁舎ではなく市民センター等、地域で開催すると、子どもは参加しやすいといったご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえまして、令和8年度の事業実施に取り組んで

まいります。

なお、資料につきましては以上となりますが、来年度の部会につきましては、まず、青少年・居場所づくり部会では、先ほどご報告した第2期藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の進捗会議などについてと、これまで議論ができていなかった青少年の指導、育成、保護及び矯正に関することについて、幼児期までの子ども・子育て支援部会では、引き続き災害時の未就学児童等の対応について、意見聴取・権利部会では、令和8年度の先ほどご報告いたしました事業実施状況を踏まえ、議題を検討し、会議開催をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で「令和7年度藤沢市子ども・子育て会議部会の開催結果について」、事務局からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○澁谷委員長

この件につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。特段ご報告につけ足しとか、今後の部会の運営等について、もう少しこうしたらとかいうご意見等もあれば承りたいと思います。——よろしいですか。

部会を開いてみていかがでしたか。よかったですか。本体会議で自由に意見交換するという環境がなかなか整わないところが、藤沢市だけに限らず、どこの自治体でもあるので、身近に感じているところを含めて、平場で少しお話ができる機会があるといいねというのがもともとの出発点だったと思いますが、少しお話しすることができましたか。

ほかの自治体ではこうした部会までは、市としてもいろいろな会議体をたくさん運営している中で、さらに部会を追加して実施するというのは、なかなかご理解というか、そこまで手が回らない自治体が多い中で、藤沢市さんでは事務局にご尽力いただいて、せっかく始めた仕組みですので、ぜひ2年目、3年目と続けていっていただきたい。藤沢市は本体会議も、部会でいろいろ意見を上げるパイプがあるねというところは、一委員としては定着できるというかなと思っておりますので、事務局にはご負担をおかけいたしますが、ぜひ委員の皆様もこの機会をご活用いただいて、いろいろな行政の施策が進んでいくようにご協力をいただければと思います。

では、部会の報告につきましてご意見、ご要望等がないようでしたら、今回は報告ということで、また来年度、部会の運営について事務局で引き続きご尽力いただければと思います。

### (3) 藤沢市少年の森再整備事業に係る基本計画について

#### ○澁谷委員長

次が次第の3「報告」(3)「藤沢市少年の森再整備事業に係る基本計画について」ということで、しばしば取り上げていただいている案件ですが、今回また事務局からご説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局(青少年課)

青少年課の西崎と申します。よろしくお願いいたします。

私から「藤沢市少年の森再整備事業に係る基本計画について」、資料6の1枚を用いて説明させていただきます。

1月に前回、中間報告という形で、基本方針・基本構想という段階を経て、整備してきた状況の説明と基本計画の中間報告をさせていただきました。それを踏まえまして、今回、基本計画が固まりましたので、ここで報告させていただくものです。こちらに基本計画の概要版をつけさせていただいておりますので、順番に説明させていただきます。

この基本計画は、ハード整備をしていく上で、こういった形で計画に基づいてやっていくかをまとめたものになりますが、1番の真ん中のところは飛ばさせていただいて、2番から説明させていただきます。

左下の2「施設の現状と課題整理」です。これまで定めてきました基本方針・基本構想といった中で、市民の皆様とワークショップ等をやっている中で課題等が出てきました。そういった課題について、今回の基本方針の再整備の中で解決・整理していきたい事業をここでまとめさせていただいております。施設の老朽化とか、駐車場の不足、日よけの部分が少ない。そういった部分を改善していきたいということで今回まとめさせていただいております。

次に、右側に移っていただいて、3「基本方針と基本構想の整理」です。基本構想の中で、発見やワクワクが生まれるということで、再整備コンセプト「エウレカの森」を定めさせていただきました。

その中で、図が小さいのですが、「水のみち」、「人のみち」、そういったものを大切にしながら、それが絡み合って、人が来たら、自然と触れ合える。そんな施設を目指していきたいということで、今回、上のゾーニングに落としていた大きなイメージということで、この絵を描かせていただいております。

それをもとに定めたのが上の整備内容のゾーニングになります。ゾーニングは前回ご説

明させていただいた内容から大きく変更はしていませんので、少し説明させていただきたいと思います。

まず、真ん中辺にあります「中央広場ゾーン」は、エントランスとなりますので、人と人、そういったものがかかわり合える。また、1人で普通に少年の森に遊びに来た人が、ほかの人と出会えたり、つながりが生まれる。そういったことが生まれるような場所にしていきたいということで、エントランスゾーン、中央広場ゾーンを考えております。そういう中で、管理棟につきましては、軒下部分を大きく持ちまして、日よけ部分になるとか、雨をしのげるとか、そういった部分になるように設計していきたいということで進めさせていただいております。

続いて、右側にあります「アウトドアゾーン」は、アウトドア体験ができる部分ということで、既存のキャンプサイトになります。今はぎゅうぎゅう詰めのキャンプエリアサイトになっておりますが、その空間を広く持ちまして、1個1個が独立したキャンプエリアとして設計していきたいということで考えております。

続いて、「アスレチックゾーン」になります。ここは「自然とふれあい・遊び・学ぶゾーン」ということで、今の木製アスレチックを更新して、いいところは残していきながら、新たに「どろんこアスレチック」というところで、手くみ井戸を設置しまして、保護者の方は嫌がるかもしれないのですけれども、子どもたちがドロドロになって遊べるような部分もつくっていききたいと思っております。また、すぐ帰れるように、管理棟にはシャワーを設置するとか、そういったものも考えていきながら、アスレチックゾーンを検討していきたいと考えております。

続いて、「運動広場ゾーン」です。左側にある部分ですが、「多目的に活用できるゾーン」ということで、今は野球ができる部分があるのですけれども、そのほかにサッカーやバスケットができるコートをつくっていくとか、イベントなどでも活用できるようにする。また、トイレの設置については、本当に簡易トイレしかなくて、なかなか利用しにくいトイレだったので、こちらにはちゃんと常設したトイレを設置したいということで、整備を進めていきたいと考えております。

最後に、「環境保全・活用ゾーン」です。こちらは「少年の森」全体の森の部分になります。森は単純に人が入れないゾーンというのではなくて、人があまり入らない保全樹林をつくったり、また人が入りやすい明るい森をつくったり、ススキ、原っぱ、木の高さが違ったり、草地があることによって、生物の多様性というところも、そういったことで生

まれてくる。いろいろなゾーンに分けて、いろいろな活用ができる自然環境を整備していきたいということで、今回まとめさせていただいております。

最後に、右下のスケジュールです。こちらも1月に説明したとおりですが、令和12年の供用開始に向け、順次進めていきたいと考えております。そういった形で今回基本計画をまとめさせていただいておりますので、ご報告させていただきました。

○澁谷委員長

本件も計画が具体化するたびにご報告いただいているものですが、何かお気づきの点とかございましたら、ご質問、ご意見いただければと思います。——よろしいですか。

本日ご報告いただいた分については、特段ご質問はなく、また、追加のご要望は本日の時点ではないということによろしゅうございますか。——では、ご報告ありがとうございましたということで進めたいと思います。

#### (4) 令和8年度新規事業について

○澁谷委員長

次第の3「報告」(4)「令和8年度新規事業について」に移りたいと思います。お手元に資料をご用意いただきながら、事務局から本件につきましてご説明をお願いいたします。

○事務局(子ども総務課)

それでは、「令和8年度新規事業について」ということで、資料7を使わせていただいでご説明させていただきます。

子ども総務課の天川と申します。よろしく願いいたします。

資料7は「令和8年度当初予算案等の概要」というタイトルを入れさせていただいていますが、こちらの資料につきましては、本市の定例記者会見のホームページに掲載されているものから一部を抜粋した形になっております。ですので、資料を見ていただくとわかりますが、5枚物になっているのですが、ページ数がちょこちょこ飛んでいますので、そういったつくりになっているということでご承知おきをいただければと思います。今回、この資料のうち子ども青少年部が直接関連する内容について抜粋をしていますということで、そちらのご説明をさせていただきます。

おめくりいただいて、4ページと記載されておりますが、「当初予算案の特徴」というページです。こちらは主に新規とか拡充とかで予算が成立したという形になりますが、当初予算案の特徴を記載させていただいております。①「子育て支援の充実」が基本的には

子ども青少年部の内容となっております。

こちらに記載されている6点、「フリースクール等に通う児童生徒等の保護者等に対する経済的支援」、「善行保育園新園舎の整備、法人立保育所の開所」、「医療的ケア児の受入れを新たに3施設で実施」、「サマースクール実施箇所の拡大」、「妊婦健康診査の費用助成増額」、「産後ヘルパー事業の実施」等ということで、ほかにも事業はあるのですが、主立ったもので新規・拡充のものを載せさせていただいております。特に1番目のフリースクールの部分と、一番最後の産後ヘルパー事業の実施に関しては、完全に新規という形になっています。また、善行保育園とか法人立保育所に関しては、令和8年度の予算というよりは、これまでやってきたもので令和8年度開所という流れになっていますので、そういった部分もご承知おきいただければと思います。

続いて、シート上は10ページと記載されているページです。③「笑顔と元気あふれる子どもたち」ということで、ここから主に3事業をご紹介します。課ごとに紹介させていただきます。

まず、「(仮称)藤沢市子どもファンド事業の試行」ということで、先ほど部会の報告の中でもご説明させていただいた内容になりますが、来年度、「(仮称)藤沢市子どもファンド事業の試行」ということで、事業を実施していきたいと思っています。

本事業につきましては、従前、作成をご協力いただきました藤沢市子ども・若者共育計画の中で、基本目標7の部分に子ども・若者の意見表明・意見反映というところを記載させていただいておりますので、そちらに基づいた事業となっております。特に子ども未来基金等を活用した子ども・若者による事業実施手法の検討を進めていくということでやってきたものになりますので、そちらの事業という形です。また、重ねてになりますが、先ほどの部会の報告の中にもありましたが、ふじさわ子ども・若者委員会からの提案の中にも、ユースが企画・計画・実行できる事業ということでご意見をいただいておりますので、そちらにも該当する事業となっております。

本事業ですが、「子どもが発案し」というところと、企画・運営、また子どもが審査まで一緒に参加する事業であるということは、先ほどご説明させていただいたとおりです。また、子どもたちのやってみたいということを実現できるような環境を我々として整備していくということで、子どもが意見表明をする機運の醸成を図っていきますということと、子どもたち自身が意見を表明することで、社会に影響を与えていくとか、変化をもたらしていくというような経験を積んでいくことで、子どもたちの地域社会でのパートナーとし

での位置づけを確立していきましょうというところが目的になっています。

事業概要は先ほど説明したとおりなので、簡単な説明になりますが、1団体20万円を上限に資金の補助をします。団体としては、市内在住・在学・在勤の高校生年代まで、18歳以下の子どもたちが主体になっている団体にやっていくという流れでございます。

先ほどの説明と重複しますが、事業のスキームとしては、子どもたちが事業を考えるとということと、申請書の作成・提出をしていただいて、審査会でプレゼンテーションも子どもたちが実施する。また審査に関しても、別の子どもたちですが、審査員として参加をしていただいて、事業実施とか事業の報告会も子どもたちでやっていただくことを考えている事業になります。

右側に「子ども総務課」「186万円」という記載がありますが、基本的には20万円×5団体という形で100万円分の想定をしています。残っている部分ですが、子どもによる審査とか、そういった部分に、専門の事業者さんの委託を入れさせていただいてサポートしてもらうような形をとっております。

子どもファンド事業についての説明は以上となります。

続いて、紹介者を変えさせていただきます。

#### ○事務局（子ども総務課）

続きまして、右下ページが11ページと記載されているものです。「子どもの育ちと子育て家庭を支援」というところです。①「こども誰でも通園制度の実施」についてですが、先ほど議事の（2）で概要についてはご説明させていただきましたので、ちょっと省略させていただきますけれども、令和8年度の予算額としては、乳児等通園支援事業費が右側でございますが、5849万円を計上しております。この内訳は、公立の保育所で実施いたしますので、その事業を開始するに当たっての備品の整備費用と、もう一つは、法人さん9施設で実施してまいりますので、その給付費という形になっております。

給付費の内訳としては、お子さん1人1時間で受け入れていただいた場合に給付されるものと、利用者が施設側と事前面談や事後面談を行った場合に加算される給付費など、あと利用者に生活保護等の方がいらっしゃる場合には、利用料が減免という形になりますので、その分を給付で補填させていただくという内容になっております。

続いて、②「善行保育園新園舎の整備」です。こちらは2026年12月に善行保育園と善行乳児保育園、善行つどいの広場を複合化した施設が、善行市民センターの北西の位置に竣工する予定でございます。こちらは地域の基幹保育所として、定員178名の施設

として完成する予定でございます。

○事務局（親子すこやか課）

親子すこやか課、原田と申します。

右下ページ12の数字の部分をご覧ください。「健やかな妊娠・出産・産後のサポート」になりまして、この事業については2点ございます。1つは、妊婦健康診査の費用助成を1万5000円増額し、10万円にすること、2点目は、産後ヘルパー事業を開始することになります。

①「妊婦健康診査費用助成」につきましては、令和7年度に14回の健診の総額で8万5000円を助成しておりましたけれども、令和8年度では1万5000円を増額し、10万円といたします。

②「産後ヘルパー事業」につきましては、多胎児及び慢性疾患児などの負担のあるご家庭を対象にしまして、食事の準備などの家事支援、授乳・沐浴準備などの育児支援を行うヘルパー派遣を利用しやすくする、こういった事業を開始する予定でございます。

○澁谷委員長

特に令和8年度の予算案の概要でポイントとなるところのご説明をいただきました。いかがでしょうか。いろいろなものが取り上げられましたが、皆様からご質問等ございますでしょうか。

○金子委員

青少年指導員協議会の金子です。

最後の「健やかな妊婦・出産・産後のサポート」ですけれども、知識が不足してすみませんが、妊婦健康診査というのは保険課の管轄というか、どうなんでしょうか。助成もこちらから負担するものなんでしょうか。

○事務局（親子すこやか課）

妊婦健康診査は、妊婦になりましたら基本的には国で望ましい基準を定めておりまして、血液検査とか、その他いろいろ体の部分を検査していくことになっておりますが、保険外になっておりまして、各医療機関、助産所であっても、それぞれ料金もまちまちというのが現状でございます。その費用が神奈川県平均ですと、14回ぐらいで12万円ぐらいはかかってくるだろうということで算定されているのですけれども、その費用負担の一部を今回助成するという中で引き上げを行ったということになります。

○金子委員

健康保険の課とか、医療とは別ということなんですね。ありがとうございます。

○井本委員

湘南助産師会の井本と申します。

産後ヘルパー事業は大変うれしいと思っています。ヘルパーさんの中には多分、沐浴もできるヘルパーさんがいるという話も聞いたのですが、この場合は「沐浴準備」と書いてあるのですけれども、沐浴を実際にするのはママやパパになるのでしょうか。それから、「一部利用料の自己負担あり」と書いてあるのですけれども、どういう利用にお金がかかり、それは幾らぐらいなのか、教えてください。

○事務局（親子すこやか課）

具体的にどこからどこまでかは、これから始めますので、他市の事例とかを参考にを見せていただきますと、例えば沐浴であれば、ベビーバスの用意とか片付け、赤ちゃんを拭いたり、おむつを履かせたり、服を着せるとか、そのようなサービス内容になっておりますので、基本的にはそのあたりになるのかなと思っています。

また、利用者負担につきましては、今のところ1回当たり2000円で想定しているところです。また事業設計を進めていく上でこのあたりは確定していくことになると思います。

○澁谷委員長

そのほか何かございますでしょうか。——よろしゅうございますか。

では、本件につきましてはご報告をいただきましたので、引き続きこの事業がどのような形で運営され、さらに先ほどの話ですが、令和9年度に向けてどのようなところにテコ入れしていかなければいけないのかというところは、また新しい事業が多く含まれておりますので、ぜひ委員の皆様からも実情報告をいただければありがたいです。特段追加のご質問等がないようでしたら、最後、次第4に移りたいと思います。

## 4 その他

○澁谷委員長

次第4が「その他」でございます。まず、委員の皆様からこの場で何か共有されたいこと等はございますでしょうか。

○森委員

この場で聞くことかどうかあれですが、委員の皆さんもご存じだとは思いますが

も、今年の12月に子ども性暴力防止法が施行されます。当然市も保育園を抱えていらっしゃるし、この場の委員にいらっしゃる方々でも保育園とか幼稚園もありますし、私どもも児童クラブの運営等を行っております。この辺の子ども性暴力防止法に対して今後こういった取り組みというか、それに向けてどういった対応をしていくのかという市のお考えがあればお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（子ども総務課）

子ども総務課、杉田と申します。よろしく申し上げます。

市でもこの1月にガイドラインが出まして、4月にはマニュアルが出る予定になっております。市の職員も対象になってまいりますので、そこは人事の部門と連携して進めていくことになっております。それから、事業者の皆様にも当然影響が出てまいりますので、市でも広報という形でやらせていただきたいと考えております。

それから、市と直接契約関係があるというような事業者さんにつきましては、例えば仕様書への影響とか、そういったことも出てくると思いますので、いずれにしましても、市のホームページ等を通じて、あるいはその業務のかかわりの中でお伝えをしていくような、そういう形で進めていきたいと考えております。

○澁谷委員長

性暴力についても、たくさん起きているんだというレポートは現場からたくさん来ている状況ですので、さまざまな実情を把握しながら、起きないことが何より大事ですけれども、起きた後にどうフォローしていくのかというところも含めて、しっかり取り組んでいただければと思います。

そのほか何かございますか。

○三ツ井委員

来年度に向けて市側で意識していることの1つとして、ここで発言させていただきたいと思っています。

それは先ほど森委員から子ども性暴力防止法が来年度に向けというお話もありましたけれども、市で意識していることの中では、民法改正によって、共同親権というのが今後始まります。今までお父様かお母様かどちらかの親権者を定めて離婚をしていき、その方が親権者になって、子どもの監護等について責任を負っていくというような形になっていたものが、今後は共同親権というのも選択できるようになっていきます。

今後は同居されていないけれども、親権を共同で持っていていらっしゃる方が、離婚後にい

らっしゃるというケースが想定されている。そういう状況は、私たちは日本の文化の中で今までもなかったことなので、例えば今心配していることとして、同居されていない親権者の方が保育園の行事に来たいと言ったらどんなことが起こるのだろうか。それを保護者の方同士で、両親がそれぞれ話し合いをしていただければいいけれども、そういう状態になくて、例えば職員がそこに巻き込まれてしまうような対応になってしまうのではないか。あるいは学校さんもそういうことが起こり得るだろうと思うのですが、そうしたことが今後子どもを取り巻く権利を考える中で、保護者の状況を把握することや、それに合わせて情報提供していかなければいけないことが生じるなどの、変化があるのかなと思っています。

市としても、そこに向けて用意をしていかなければいけないこともあるとは思っておりますが、各施設やお子さんにかかわるところでは、そういったことで何かお困りの点とか、あるいはこういうことについてどうでしょうかみたいなことがあれば、法律的なことなので、こちらで答えを出すことではないとは思っていますけれども、対処の仕方など、必要ならば意見交換や情報交換ができるような場も持っていきたいと思っていますので、もし今後何かありましたら、また意見を聞かせていただければと思っています。

#### ○澁谷委員長

大事な案件かと思えます。私の属する学会でも、先日こういうケースの場合どうしたらいいのかみたいなある場面のようなものを想定しながらシンポジウムをやったりしました。また専門家としてもいろいろ知識を集約していかなければいけないところかと思えますので、市の実情等も共有いただき、皆様にもお知恵を拝借できればと思います。

そのほか何かございますか。

よろしければ、委員の皆様から特段ないようでしたら、あとは事務局に次第4「その他」に関連して、あるいはまたそれもないようでしたら、事務連絡も含めて必要なアナウンスをいただければと思います。

#### ○事務局（子ども総務課）

子ども総務課ですが、先ほどの議事の中で、こども誰でも通園制度の関係でご説明をさせていただきましたけれども、その周知という中で、チラシの配布もございまして、ホームページにも掲載をさせていただいているのですけれども、こども誰でも通園制度のチラシをご用意させていただきました。委員会終了後に各委員に配布させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

○事務局（子ども総務課）

本日はお忙しい中、藤沢市子ども・子育て会議にご出席いただき、ありがとうございました。

次回の会議日程をお知らせいたします。次第の中ほどの次回会議日程に日にちを記載しておりますが、次回令和8年度第1回会議は8月7日（金）午前中を予定しております。

また、今月、3月2日（月）に委員の交代を伴う人事異動や名簿修正の有無の確認についてのメールを送らせていただいております。メールの内容をご確認いただきまして、ご返信いただきますようお願いいたします。既にご返信いただいている方につきましては、ご協力ありがとうございました。

最後に、本日、駐車券をお持ちの方がいらっしゃいましたら、会議終了後、事務局の齊藤までお持ちいただきますようよろしくお願いいたします。

○澁谷委員長

これで本日の日程は全て終了いたしました。オンライン参加の方を含め、本日は速やかな進行へのご協力ありがとうございました。

以 上